

確認じゃ！2つの給付金。



平成 28 年度
臨時福祉給付金



障害・遺族年金
受給者向け給付金

支給対象者

平成 28 年度分の住民税が課税されない人
※ただし、住民税において課税者の扶養親族になっている方や、生活保護の受給者である方などは除きます。

※「高齢者向け給付金」(3万円)の支給対象者も受給できます。

支給対象者

平成 28 年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成 28 年 5 月分の障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している人

※「高齢者向け給付金」(3万円)を受給した方は除きます。

支給額

1 人につき **3,000 円**

支給額

1 人につき **30,000 円**

※支給はどちらの給付金も 1 回です。 ※両方の支給対象者に該当する方は、2 つの給付金を受給できます。

申請方法

- 平成 28 年度臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金を受け取るためには、市町村(阿蘇市)へ申請が必要です。
- 申請先は、平成 28 年 1 月 1 日時点で住民票がある市町村です。
(平成 28 年に引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります)
- 阿蘇市では該当者へ 9 月下旬に申請書を送付し、10 月上旬から受付を開始します。

問い合わせ

- 厚生労働省給付金専用ダイヤル ☎ 0570-037-192
- 市役所福祉課 総合福祉係 ☎ 22-3167



熊本地震関連情報

災害ごみ仮置き場の受け入れは

9月30日(金)で終了します

10月からは市が行う解体などで発生した
災害ごみの受け入れのみとなります

現在、熊本地震により発生した災害ごみは、搬入許可証を交付して、阿蘇畜産農業協同組合跡地の仮置き場で受け入れていますが、地震発生から約4カ月半が経過し、持込み量も大幅に減少していることを受け、おおむね終息したと思われることから、9月30日(金)をもって仮置き場での片付けごみの受け入れを終了します。

10月からは、集積ごみの搬出作業を行いながら、半壊以上の住家などを対象にした、市が行う公費解体事業などで発生した災害ごみのみを受け入れる予定としています。

市民や業者の皆さまには、発災直後から災害ごみの分別にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

●処理費用と分別

今回の熊本地震によって発生した災害ごみの処理費は多額の税金でまかなわれています。

7月末時点では、平成24年7月の九州北部豪雨災害で発生した災害ごみの約2倍の量が確認されています。9月末までには、さらに大量の災害ごみの搬入が予想されます。

熊本地震では、広範囲に甚大な被害が発生したため、県下では災害ごみの処分先も徐々に限られてきています。きちんと分別ができていないと搬出先も確保できませんので、引き続き分別にご協力をお願いします。

災害ごみ仮置き場の様子



※阿蘇体育館 5月中旬頃(現在閉鎖)